

長崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A (令和4年9月〇日版)

注)このQ&Aは、現時点での長崎市の考えを示すものです。国の通知等により修正や変更をする場合がありますので、ご了承ください。

問1【訪問・通所】介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスにおいて、サービス事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、利用の自粛を依頼し、サービス提供を中止した場合、月額報酬の日割り算定を行うことができるか。

可能です。月の総日数から、サービスを中止した日数を差し引いた日数分について日割り計算を行います。

なお、利用者からの希望のみにより、サービスを提供できなかった場合については、通常どおり月額報酬の算定となります。

(事前に利用者への説明をお願いします。)

(担当) 高齢者すこやか支援課

問2【訪問・通所】介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの報酬算定において、新型コロナウイルスの発生により、サービス事業者が休業した場合、月額報酬の日割り算定を行うことができるか。

可能です。月の総日数から、休業した期間の日数を差し引いた日数分について、日割り計算を行います。

なお、休業期間中にサービスの計画がなかった場合、振替等により適切な利用回数のサービスが提供された場合は、日割り計算の対象とはなりません。

(担当) 高齢者すこやか支援課

長崎市福祉部 ○高齢者すこやか支援課

【問い合わせ先 電話番号(直通)095-829-1146】